

平成29年 5 月12日

各 位

GOYOfoods
Go! Best the Future by Cheer Foods.



会 社 名 五洋食品産業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 舛田圭良
(コード番号 2230 TOKYO PRO Market)
問 合 せ 先 取締役管理部長 正林英治
(T E L 0 9 2 - 3 3 2 - 9 6 1 0)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成29年 5 月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することを決議しましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

また、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数1,717,172株に対し最大で11.65%の希薄化が生じます。なお、同日開示の増資及び転換社債型新株予約権付社債の発行による増加株式数（本転換社債型新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合）を考慮した場合の発行済株式総数2,057,072株に対して9.72%の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権の行使価額を 880 円としておりますが、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日（以下「直前営業日」）である平成 29 年 5 月 11 日の終値 925 円に対する乖離率は 4.9%、当該直前営業日から 1 ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値 925 円に対する乖離率は 4.9%、当該直前営業日から 3 ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値 925 円に対

する乖離率は4.9%、当該直前営業日から6ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値925円に対する乖離率は4.9%となっておりますが、中長期的な企業価値向上のインセンティブとして十分に機能させる観点から、当社が本日開催の取締役会決議により本新株予約権の発行と並行して行う第三者割当による新株式の発行価格（以下「発行価格」）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「新株予約権付社債」）の転換価額（以下「転換価額」）と同じ価格とするものです。発行価格及び転換価額については、新株式と新株予約権付社債の割当予定先である NCB 九州活性化投資事業有限責任組合と協議を重ねた結果ですが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠した金額であります。詳細は当社が本日付けで公表した「第三者割当による新株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の「5. 発行条件等の合理性 ①払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

2,000 個（新株予約権 1 個につき 100 株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。また、上記の数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,292 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 代表取締役 能勢元）が、当社の株価（925 円）、行使価額（880 円）、ボラティリティ（22.40%）、行使期間（2 年）、リスクフリーレート（-0.091%）等の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した金額と同額としたものである。なお、算定の基礎となる条件は、本新株予約権の内容を踏まえ、①行使期間最終日（平成 35 年 12 月 31 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定し、②行使期間中においては新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に新株予約権者が新株予約権を行使することを仮定する。また、③新株予約権の業績達成条件として、当社の直近 5 期の経常利益成長率とボラティリティから、平成 31 年 5 月期から平成 33 年 5 月期までの経常利益が 2 億円を超過するかどうかを推定し、業績達成条件が達成されない場合、又は、新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間に当社の営業利益が 2 期連続で営業損失となった場合においては新株予約権の価値を 0 と仮定し、④株価水準においても同様に当社株式が行使期間最終日（平成 35 年 12 月 31 日）までに一度でも 463 円を下回った場合には新株予約権の価値を 0

と仮定する。また、⑤取得条項については、当社の直近5期の経常利益成長率とボラティリティから、発生確率を推定し、業績達成条件が達成されない場合においては当社による買取請求が実施されるものとし、評価を実施している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金880円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株

式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成34年1月1日から平成35年12月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の平成31年5月期から平成33年5月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される経常利益の額が、2億円を超過した場合にのみ、権利を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ② 新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の定義に基づくものとし、当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。以下同様とする。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転

籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の法定相続人に限り相続を認めるものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合、その他法令に違反する場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 割当日から本新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも 463 円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- ⑦ 割当日から本新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間（平成 30 年 5 月期から平成 35 年 5 月期まで）に、当社の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益が 2 期連続で営業損失となった場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

4. 新株予約権の割当日 平成 29 年 5 月 31 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合において、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、当該日の到来をもって、当社は本新株予約権 1 個あたり 1,292 円で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に上記 3.（6）に定める本新株予約権の行使条件を満たさなくなった場合は、消滅していない本新株予約権に限り、当社の取締役会の決議（当該新株予約権者である取締役は、当該決議に加わらないものとする。）による承認に基づき、当社は本新株予約権を 1 個あたり 1,292 円で取得することができる。

なお、当該新株予約権の行使の条件については、中長期的な当社の企業価値の増大を達成できた場合に限り権利行使できることを前提としたものでありますが、本新株予約権が当社取締役及び従業員に対するインセンティブ的要素を強調することが取締役及び従業員の士気向上につながり、ひいては企業価値向上につながると考えられることから、本項に定める事項が発生した場合に当社が取得する本新株予約権について、一定の条件の下で、本新株予約権と引換に払い込まれた金銭を払い戻せることとしております。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年 5 月 31 日

9. 申込期日

平成 29 年 5 月 30 日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役及び従業員 12 名 2,000 個 (200,000 株)

以 上